

環境農林水産常任委員会会議録

平成19年7月20日

場 所 第4委員会室

平成19年 7月20日（金曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・本県農業所得等の推移と全国における位置づけについて
- ・品目横断的経営安定対策の概要について
- ・地鶏の定義等について
- ・平成17年度新操業形態実証化支援事業について

出席委員（9人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	山下 博三
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	井本 英雄
委員	中野 一則
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	権藤 梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	後藤 仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田 二郎
農政水産部次長 （農政担当）	黒岩 一夫
農政水産部次長 （水産担当）	佐藤 信武

農政企画課長	玉置 賢
農水産物 ブランド対策監	服部 修一
団体調整監	假屋 義成
地域農業推進課長	岡崎 吉博
担い手対策監	土屋 秀二
営農支援課長	米良 弥
農業改良対策監	吉村 豊
消費安全企画監	吉田 周司
農産園芸課長	小八重 雅裕
畜産課長	荒武 正則
家畜防疫対策監	押川 延夫
農村計画課長	佐藤 公一
技術検査監	桑畑 政廣
国営事業対策監	矢方 道雄
農村整備課長	原川 忠典
水産政策課長	桑原 智
漁業調整監	那須 司
漁港漁場整備課長	関屋 朝裕
漁港整備対策監	野田 和彦
総合農業試験場長	齋藤 尚
県立農業大学校長	松尾 通昭
畜産試験場長	児玉 盛信
水産試験場長	田代 一洋

事務局職員出席者

議事課主幹	老岐 哲也
政策調査課主査	千知岩 義広

○押川委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

本日は、日程として皆さん方のお手元に配付しております日程案のとおりでよろしいかどうかお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、そういう方向でさせていただきます。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○後藤農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。よろしく申し上げます。

報告事項の説明に入ります前に、まずお礼を申し上げます。

先日、委員の皆様には、7月2日から4日にかけて、総合農業試験場等、県北地域の調査をいただきまして、ありがとうございました。

次に、おわびを申し上げたいと思います。

既に、新聞、テレビ等でも報道されておりますが、「不適正な事務処理に関する全庁調査の中間とりまとめ」の結果についてでございます。農政水産部におきましては、「預け」が20所属で総額約1億2,300万円、「書き換え」が19所属で総額約2,000万円、「不適正な現金等」が1所属で52万円確認されております。このような事実が確認されましたことは、議会及び県民の皆様大変申しわけなく存じております。深くおわびを申し上げたいと存じます。まことに申しわけございませんでした。このような事態が生じないよう、今後、コンプライアンスの徹底等に努めてまいりたいと存じております。どうぞよ

ろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

本日予定いたしております報告事項に入ります前に、先日の台風4号により、県内の農水産業に被害が発生しておりますので、その被害状況につきまして、簡単に私の方から報告させていただきます。

委員会資料と別冊になって配付いたしております資料「平成19年台風第4号による農水産関係被害について」という冊子をごらんいただきたいと存じます。

7月14日に本県に最接近しました台風4号によりまして、県内各地域で、水稻、葉たばこ、露地野菜を中心に被害が発生いたしました。また、農地・農業用施設では、農地等の崩壊、水産関係では養殖魚が死亡するなどの被害が発生しております。現段階でこれらの被害額を合計いたしますと、表の一番下の段にございますが、約45億5,000万円となっております。詳細につきましては、後ほど農政企画課長から説明させていただきます。

続きまして、お手元の「環境農林水産常任委員会資料」を表紙1枚お開きいただきまして、左側の説明項目をごらんいただきたいと思っております。

本日、農政水産部からは、前回の委員会におきまして、委員会から御指示のありました項目を中心といたしまして4項目の説明と資料の提出2件を予定いたしております。

まず、報告事項Ⅰの「本県農業所得等の推移と全国における位置づけについて」でございます。これは、本県の農業算出額や農家所得等の全国における本県の位置づけの推移に関するものでございます。これにつきましても、後ほど農政企画課長から説明させていただきます。

次に、報告事項Ⅱの「品目横断的経営安定対策の概要について」でございます。平成17年10月に、「経営所得安定対策等大綱」が国において決定されまして、具体的に我が国農業・農村の持続的な発展を図る施策としまして、「品目横断的経営安定対策」と「米政策改革」、それから「農地・水・環境保全向上対策」が実施されているところでございます。このうち、本日は品目横断的経営安定対策の概要につきまして、後ほど地域農業推進課長から説明をいたします。

次に、報告事項Ⅲの「地鶏の定義等について」でございますが、地鶏の定義、飼養基準等につきまして、畜産課長から後ほど説明させていただきます。

最後に、報告事項Ⅳの「平成17年新操業形態実証化支援事業について」でございますが、支援事業の取り組み経過等につきまして、水産政策課長から後ほど御説明させていただきます。

以上が委員会報告事項でございます。

このほかに、資料提出の要求のございました「新規就農者の年齢別、職種別内訳及び定着状況について」と「経営指導農家の営農類型別内訳について」を別添のとおり提出させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○玉置農政企画課長 農政企画課でございます。

それでは、別冊の「平成19年台風第4号による農水産関係被害について」の資料をごらんいただきたいと思っております。

この資料は、7月19日現在の数値でございまして、現在も引き続き調査中であることを御了知いただければと思っております。

それでは初めに、1 農作物等の被害の表をご

らんください。

農作物におきましては、豪雨や強風による冠水、倒伏、茎葉損傷、落果等の被害が発生しておりまして、被害額合計は約28億8,600万円となっておりますところでございます。

品目別で最も被害が大きいののは水稲でございまして、中部、児湯、南那珂、東臼杵地区の早期水稲を中心に、倒伏、冠水、脱水症状による白穂、株枯れが発生しておりまして、約11億1,700万円の被害額となっておりますところでございます。

続きまして、工芸作物でございしますが、葉たばこが中心でございまして、中部、南那珂、児湯地区を中心に、強風による折損、落葉、風傷などが発生しておりまして、約10億8,200万円の被害額となっておりますところでございます。

3番目に、ニガウリ、ピーマン、オクラ等の野菜でございすけれども、中部、児湯、南那珂地区を中心に被害が発生しておりまして、約4億3,500万円となっておりますところでございます。

また、その他でございしますが、ビニールハウス、畜舎などの農業施設の被害額は、約7,500万円となっておりますところでございます。

続きまして、2の農地・農業用施設等の被害の表をごらんいただきたいと思っております。

農地・農業用施設につきましては、東臼杵、中部地区等で農地の崩壊や埋没、ため池、道路、水路の崩壊などが発生しておりまして、被害額の合計は約9億3,400万円となっておりますところでございます。その内訳は、農地が約3億2,900万円、農業用施設が約6億500万円となっておりますところでございます。

続きまして、水産関係の被害、3の表をごらんいただきたいと思っております。

南那珂地区でカンパチ養殖魚に約7億円の被

害が報告されております。また、南那珂、東臼杵地区を中心に、漁船、漁具、淡水養殖魚等に被害が発生しております。被害額の合計は約7億3,000万円となっております。

続きまして、4の漁港等の被害の表をごらんいただきたいと思っております。

延岡市におきまして、浮消波堤の破損につきまして1件の被害が報告されておるところでございます。

これらの農水産関係の被害を合計いたしますと、5の被害総額にありますとおり、約45億5,000万円という現在の把握の状況になってございます。

県といたしましては、災害発生後、直ちに被害の実態把握に努めますとともに、各農業改良普及センターにおいて、被害を受けられた農家の方々に対しまして、病虫害対策や肥培管理など、被害の実態に応じた技術的な事後対策指導を実施しておるところでございます。今後とも、関係機関と連携を密にいたしまして、農水産関係被害の一日も早い復旧と農家の経営再建に向けまして、万全を期してまいりたいというふうに考えてございます。

災害関係は以上でございます。

続きまして、環境農林水産常任委員会資料のほうをごらんいただき、1ページ目をお開きいただきたいと思っております。

前回の常任委員会で宿題のございました、本県農業所得等の推移と全国における位置づけにつきまして御説明させていただきます。

まず、表の一番上でございますが、農業産出額でございます。昭和60年は3,265億円で16位、その後、平成7年は3,466億円、全国第8位でございましたが、平成17年には3,206億円という形

で全国第6位ということで、順位は伸びてきているところでございます。

続きまして、その下の農業粗収益でございます。これは農家の売上高と考えていただいて結構だと思いますが、その粗収益は昭和60年には451万円第2位でございました。その後、平成7年は654万円とまた2位を継続し、次の17年度は785万円ということで全国第2位を維持してございます。1位は北海道でございますが、粗収益については、3位との差が前は4万円とか5万円ぐらいの差が、最近では3位との差が100万円以上ついているということで、やはり産出高の増加というのものがそのまま農家の売上高というものにも反映されてきているのではないかと考えております。

続きまして、農業所得、第3番目の欄の表でございます。これは先ほどの農業粗収益から経費を引いたものを農業所得と考えていただきたいと思っております。農業所得につきましては、昭和60年には128万円で13位でございましたが、平成7年には207万円まで上昇し、第7位になりまして、直近では228万円で第2位という形になってございます。

その下でございますが、農外所得、これは農家所得の中で農業所得と農業以外の所得という形で計上してございまして、その分の農外所得の部分でございます。農外所得につきましては、昭和60年は269万円から平成7年は390万円に上がりました。なお、平成17年に129万円となっておりますが、これは平成7年までにとったセンサスのとり方と少し違いまして、農業経営の関与している者だけの農外所得を上げていますから、昔はその農家の世帯員の所得、農外所得全部足し合いましたので、昔は高かったわけですが、今回、17年からは農業経営の関与者のみ

です。少ない数字が出ておるところでございます。

最終的な農家所得が一番下の欄でございますけれども、昭和60年には397万円で44位だったのが平成7年は597万円35位、そして平成17年には357万円全国17位ということで、農業所得の増加によりまして17位まで順位を上げたというふうに考えてございます。

右に全国との比較をしてございますけれども、粗収益につきましても、農業所得につきましても、全国より大きいという形になっています。一方で、農外所得は全国平均より小さいという形、合わせた農家所得につきましても、全国より小さかったのが、最近では農業所得の増ということで、全国平均より上回っているという状況になってございます。以上でございます。

○岡崎地域農業推進課長 品目横断的経営安定対策について御説明します。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、1の経営所得安定対策等大綱にかかる3つの対策についてであります。

国は平成11年7月に食料・農業・農村基本法を制定し、施策の対象を担い手に絞り、経営全体に着目した支援対策に政策を転換することとし、米の生産調整支援策の見直し、品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策の3つの対策を行うことといたしたところであります。

図の左の米政策改革推進対策は、米政策改革大綱に基づきまして、農業者、農業団体が主体となる新たな米の自給システムに移行するとともに、水田農業の相当部分を認定農業者などが担う農業構造とするもので、品目横断的経営安定対策とは表裏一体の関係となります。

また、一番右の農地・水・環境保全向上対策

は、農地や農業用水などの資源の保全と質的向上のための共同活動などを支援するものであり、品目横断的経営安定対策とは車の両輪というような関係になります。

さて、真ん中にあります品目横断的経営安定対策についてであります。効率的・安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築するとともに、WTOにおける国際規律にも対応し得るよう、これまですべての農業者を対象にして、個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、意欲ある担い手に対象を限定し、その経営安定を図ることを目的とした対策であります。この対策の対象となる品目は、国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要である、他の農産物と組み合わせた生産が広く行われている、の要件を満たします米、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用バレイショの5品目となっております。ただし、米につきましては、諸外国との生産条件格差が関税措置により守られておりますことから、収入減少影響緩和対策のみとなっております。

次に3ページをごらんください。

支援内容についてであります。

この対策への加入対象者は、一番下に書いておりますけれども、基本原則として4ヘクタール以上の認定農業者、20ヘクタール以上の集落営農組織となっておりますが、これらの経営規模に満たない場合の特例として、農業所得が市町村が定める基本構想の半分を超え、対象品目の収入等が農業所得のおおむね3分の1以上を対象といたします所得特例や、中山間地域など農地が少ない場合、基本原則のおおむね8割を対象とできます面積特例などを設けているところであります。

次に、施策の内容についてであります。2

種類の対策から成っております。

1つ目は生産条件不利補正対策、いわゆるげた対策であります。諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん金が受けられるもので、対象品目は、麦、大豆などの4品目となっております。

2つ目は、収入減少影響緩和対策、いわゆるならし対策であります。その年に収入が過去の平均収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんすることとなっております。補てん金の原資は、加入した農業者が1、国が3を負担することとなっております。なお、農業者は加入時に積立金を納入することとされております。対象品目は、げた対策の4品目に加えて、米を入れました5品目となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

3の加入推進体制についてであります。

この対策の推進につきましては、県並びに地域担い手育成総合支援協議会が中心となり、国と連携しながら、農業者への制度の周知と加入の呼びかけを行ってまいりました。また、地域協議会が中心となり、平成18年9月1日から11月30日までの麦、平成19年4月1日から7月2日までの米、大豆について、農業者の加入手続等の支援を行ってまいったところであります。なお、県協議会は、積立金の管理を行うことといたしております。

4の交付金の試算についてであります。

加入者が最も多い米の収入減少影響緩和対策分について御説明いたします。本県の標準的収入額は、10アール当たり12万3,586円ですので、仮に米価1割下落したといたしますと、その減収額の9割について、生産者と国による拋出の範囲内で補てん金が交付されることとなります。具体的には、表にありますように、10アールで

は1万1,122円、200アールでは22万2,444円、400アールでは、その倍の44万4,888円が交付されることとなります。なお、この収入減少影響緩和対策の補てん金は、農業災害補償制度に加入しているとの前提で算定されますので、農災制度も積極的に活用することが重要となってまいります。

次に、5ページをごらんください。

水田における農業者への支援内容についてであります。

図の左側は、平成16年度から18年度にかけて、水田農業構造改革対策として米の出荷者に対する経営安定対策や転作実施者に対する産地づくり交付金の交付を行ってまいったものであります。

図の右側は、本年度から21年度の品目横断的経営安定対策と米政策改革推進対策の関係を示したものであります。転作実施者に対しましては、従来と同様に産地づくり交付金は交付されますけれども、経営安定対策につきましては、一定要件を満たす担い手については品目横断的経営安定対策によって、担い手以外につきましては稲作構造改革促進交付金で対応されることとなります。なお、稲作構造改革促進交付金は、担い手への移行を促進するため、対策期間中に漸減されることとなっております。

品目横断的経営安定対策につきましては、今後とも制度加入への啓発を進めながら、面積要件を満たしていない農家で規模拡大を志向するなど、意欲のある農家につきましては農地の利用集積を進めるなど、要件を満たすよう認定農業者への誘導を図ってまいります。また、規模拡大が困難な農家につきましては、集落営農の推進によりまして、この対策の対象となるよう誘導してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○荒武畜産課長 畜産課でございます。

6 ページをお願いいたします。

地鶏の定義等につきまして御説明申し上げます。

南九州におきましては、古くから庭先で飼っている鶏を祝い事等におきまして食する文化がございます。こういうものを俗に地鶏と言っておりました。一方、広辞苑等では、「その土地で飼育された鳥」、または「古くから各地で飼われている鶏の在来種」とあります。このように、地鶏は地酒などと同様に、「ある特定の地域で生産された鶏」の意味として社会通念上使われているものでございまして、J A S 法を除きまして明確な定義はございません。

なお、地鶏に限らず畜産物の表示につきましては、J A S 法のほか景品表示法、商標法などが関係しております。

そこで、右側の参考資料をごらんいただきたいと思っております。

まず、J A S 法に基づく特定 J A S 規格における地鶏についてでございます。そこにございますように、在来種由来の血液が50%以上で飼育期間が80日以上、28日齢以降はケージ飼いではなく平飼いとなっております。平米当たり10羽以下の飼養が条件づけられているということでございます。

また、右側に示しておりますが、県のブランド品目のみやざき地頭鶏につきましては、特定 J A S 規格より、飼育日数、飼育密度の面でさらに厳しい基準を設けているところでございます。

表の下にございますけれども、基準となる在来種でございますが、過去に国内で成立いたしました名古屋コーチン等の品種を指しておりま

す。

また、その下にございますけれども、銘柄鶏というのがありますが、これはブロイラーよりも飼育日数を若干延長しまして、給与飼料などに工夫を凝らして付加価値をつけたものでございます。

さらに、親鳥ですけれども、採卵鶏やブロイラーの種鶏などを指す言葉でございまして、こういったものを前提に左側のページに戻っていただきまして、食鶏の区分をごらんいただきたいと思っておりますが、食肉として流通しておりますものを区分けして示したものでございます。

鶏の飼養方法には、そこにございますように平飼いとケージ飼いに区分されております。

一方、品種につきましては、改良品種であります肉用鶏と採卵鶏、それに在来種の血液量50%以上の3つに区分できると思っておりますが、飼育日数が60日未満のものをブロイラー、それから60日以上ものを銘柄鶏、450日以上親鳥というふうに区分されております。

また、中段の右側にございますけれども、在来種を活用して飼育日数が80以上の区分に、J A S 規格に基づく地鶏なりみやざき地頭鶏が位置づけられているということでございます。

このほか、ケージ飼いされまして採卵のピークを終えた鶏も食肉として流通してございます。

このような食肉の流通の中で、表の中で薄く黒塗りで示しておりますけれども、ここのところは一般的に地鶏として流通しているものではないかと考えております。

表の下の方に、食鳥の流通統計を示しておりますが、本県は日本一のブロイラーの生産県でございます。年間約1億ブロイラーを出荷いたしております。また、親鳥も408万羽の出荷がございますし、80以上の飼養をしているその

他の肉用鶏が75万羽となっております。

このように、本県は屈指の養鶏県でございますので、引き続き多様化する消費者ニーズを踏まえながら、衛生管理対策なり消費対策等を講じまして、養鶏全般の振興を図っていくことといたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、炭火焼きと言えば宮崎というイメージが定着しつつある中で、宮崎の地鶏は食べておいしいとか安全・安心だという消費者の信頼を維持し損なうことのないように、生産者、加工業者みずから積極的にその品質保証に取り組んでいただきたいと考えておりますし、県といたしましても指導を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○桑原水産政策課長 資料の8ページをごらんください。

平成17年度新操業形態実証化支援事業について説明させていただきます。

当事業の目的でございますが、平成17年8月7日の中西部太平洋まぐろ類条約の発効に伴いまして、かつお・まぐろ漁船は船位位置管理システムの設置を条件として、従来より広い海域で操業することが可能になったわけでございます。

そのようなことから、事業の内容ですが、遠洋・近海のかつお・まぐろ漁船を5隻程度を1グループといたしまして、そのうち1隻が拡大された漁場の広域探索作業を行い、その結果を関係船へ提供することによって操業の効率化を図るということを目的としております。予算額は2億5,053万円、事業期間は平成17年度、事業主体は宮崎県漁連ということになってございます。

本件に至る経緯でございますけれども、平成18

年度に実施いたしました県による漁協への常例検査を端緒といたしまして調査を行いました結果、一部に「補助金等の交付に関する規則」に合致しない補助金使用が認められ、その後、漁連により説明及び資料提出を求めつつ、補助金の最終的な確定を行ってまいりました。

県の調査結果でございますが、補助金2億5,053万円のうち約25%に当たる6,215万9,326円が事業対象である「かつお・まぐろ漁業」ではない漁業に用いられておりました。

対応といたしまして、県は平成19年6月8日に補助金6,215万9,326円分の返還、同11日に加算金761万564円の納入を求めました。さらに、漁連に対し、県規則や補助金等の交付要綱・要領に従い、適切に事業を実施するよう指導いたしました。それに対し、漁連は、平成19年6月8日に補助金の返還、同13日に加算金の納入を完了しております。以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をもってお願いしたいと思います。

○中野委員 地鶏の定義を聞いて、地頭鶏のことでお尋ねいたしますが、いわゆる血液百分率50%以上が地鶏という定義ということでしたが、肝心の地頭鶏、これは実際血液百分率では何%になっているんですか。

○荒武畜産課長 地頭鶏の血液の百分率の話ですけれども、雄のほうのおじいさんが地頭鶏そのものでございます。100%でございます。そのみやざき地頭鶏のお父さんが、その時点で地頭鶏と在来種を掛け合わせておりますので、地頭鶏のお父さんは50%の血液量になります。それと雌鶏のほうですけれども、これは九州ロードという品種、九州各県でつくりました地鶏の品種がございまして、これは血液量50%でござい

す。50%と50%をかけ合わせますので、結果的にみやぎ地頭鶏の血液量は50%になります。25%と25%、お父さんから25%、お母さんから25%の血液量が入りますので、合わせますと50%になると、ちょうど50%の在来種の血液量になります。

○榎藤委員 先般の定例の常任委員会のときにちょっと私発言をさせてもらったんですが、8ページ、9ページの問題ですけれども、これについては今回初めてということで、それにしても何か精査が足りなかったのかなという感じがしているんですが、これについてはあらかじめ適用条件というのははっきりしていると思うんですが、行政として、漁連から申請があったものについて、どういう精査をして審査結果としていだろうと、合格というような認定をしたのか、そのあたりに問題があったからこういうことになったんだと思うんですが、ここら辺のポイント的なことをちょっともう一回説明してほしい。

○桑原水産政策課長 要綱・要領には、かつお・まぐろ漁業を対象としているということは書いていたわけでございます。この背景でございすけれども、漁連としては、事業対象、いわゆる補助対象者による補助対象行為を実施した中で、補助金を一たんは補助対象者に支払っていたわけでございまして、それは問題ないとの認識だったとのことでございますが、県が精査いたしました結果、かつお・まぐろ漁業以外に使用されていたものがあつた、つまりほかの漁業に使用されていたものがあつたということでございまして、合致しないというふうに判断したわけでございまして、一度支払ったときにもきちんと精査していたわけでございまして、結果的にそれがかつお・まぐろ漁業以外に使用されて

いたものがあつたということでございます。

○榎藤委員 本来からすれば、別にやかましく言うつもりはありませんが、初めてであれば、県行政としても慎重に審査をすべきだったと思うんですよね。それが漁連の申請をうのみにしたとは言いませんが、結果的にはそういう結果になったということは言えるんじゃないかと思うんですね。だから、これは起こったことですし、制裁金といいましょうか、こういうものも科されているわけですから、非常に不名誉なことだと思ひますし、今後こういう形の政策的な新規の事業をやっていくときには、後でこういうことが出てこないためには、新規の事業の適用基準等については、行政として、手はかかるかもしれないけど、時間をかけてびしっとやらないと、お互いにこれは不名誉なことといえは不名誉なことになってくるので、先ほどから奨励金、国の問題等も同じようなことが、これは農業ですが、出てくる可能性もありますから、農政水産部全体の問題として受けとめてもらって、そして特に入念な指導等が求められているんじゃないかなということを申し上げたいということでありす。以上です。

○坂口委員 台風被害の水稲の脱水症状、これは原因が何なのかなというのと、そこらのなぜ脱水症状を起こして白穂になっていくかというのをちょっと詳しく説明していただけると。

○米良営農支援課長 台風の通過後、日を追うごとに株が枯れ上がってきて一様に被害が深刻になってきているようです。この症状には2つございまして、株自体は青いけれども穂だけが真っ白くなっている症状のもの、これを白穂と申しますけれども、それと株全体が萎凋して青枯れ症状でも枯れ上がってくるという2つのタイプがございまして。この白穂の方につきまして

は、出水間もない生育ステージのものが多くいんですけれども、やわらかいもみが台風の強風にあおられ、台風が通り過ぎた後の高温・乾燥の風で脱水症状を起こして白穂になったんだらうというふうに思っております。この株枯れ全体のやつが被害がひどいんですけれども、こちらにつきましても、基本的には14日夕方の台風通過後に湿った西南西の風になったわけですけれども、これがフェーン現象を起こしまして、14日の16時以降、3度ぐらい温度がぽっと上がってきておりますけれども、そして湿度が下がってきたと、要するに乾燥した割と温かい風が夜を通して明るる日まで続いて、株全体の脱水症状を起こしたということが考えられております。また、明るる日も晴天でございまして、その西南西の風の10メートルぐらいの風が15日の夕方まで続いておりますけれども、日中が50%ぐらいの湿度ということで大変乾燥しておりました。そういうので、かなり激しい症状が起こったものというふうに思っております。

主因はそれでございますけれども、そのほかに、それまで6月下旬までは割と好天に恵まれてまして、株全体、稲全体は大変よく生育しておりました。ところが、6月下旬以降、長雨がございまして、ずっと雨につかっておりました軟弱徒長になっていたと、もう根の活力も弱ってきていたというところに台風が来まして、その上と下のアンバランス、こういうものと、それから長雨が続いたために農家の方々が落水をした、登熟前ですから、もう落水に入る時期なんですけれども、そういった意味で株もとを強く風で揺らされたと、こういう原因が重なって、あれほどの激しい株枯れの症状が起こったんではないかなというふうに思っております。

以上です。

○坂口委員 そうすると、今後ちょっと長引く、だんだんだんだん被害が大きくまた今後も出てくる可能性というのは高いんですかね、これで大体落ち着くのか。

○米良営農支援課長 この症状自体はこれで大体そういう広がりには余りないだろうと思っております。ですから、あとは、枯れたやつは戻りませんので、残ったものの登熟をいかに促進してやるかというのが大事だろうと、そういうふうに考えております。

○坂口委員 そこら辺、指導をまた徹底してもらおうように。

○井本委員 品目横断的経営安定対策の概要についてですが、ちょっと私の不勉強というか、のみ込みの悪さで、品目横断的経営安定対策というのは、要するに大規模化して、そして何とか自立する農家を育てようというのが恐らく中心目的というふうに理解していいですか、それは間違いないですか。

○岡崎地域農業推進課長 担い手に対策を集中するということから生まれております。

○井本委員 それで、一番左の調整、減反やらを調整する機能と、これを表裏一体と、こういうふうに書いてありますけれども、減反を調整するのが農協とかああいうところが中心になってやるんですよね。それが表裏一体というのは、まずどういうことで表裏一体となるんですか、論理がちょっとわからないんですけど。

○小八重農産園芸課長 要するに、米、水田ということで見れば、この資料の5ページを見ていただきたいと思いますが、水田における農業者への支援内容ということで、新しい米対策で、農業者の要するに担い手、認定農業者等を育成していくという先ほどの話で、それ以外の

方についても、担い手以外については稲作構造改革促進交付金ということで同じような近い形で支援していくということで、結果としては、担い手というものに絞れば品目横断の方に持っていこうということです。全部が最初、品目横断にすべてが今の時点でなれるわけじゃないです、当然生産調整を進めながら、その生産調整の中でそういう担い手も育成していこうと。だから、政策としては全く重なり合った形で進められているということで表裏一体というふうに認識しているんですけど、宮崎県の生産の例えば水田の担い手と考えれば、上に大規模な農家がおって、そして認定農業者と重なっていると、それと認定農業者になれない人たちもいらっしゃるよ、また、全く飯米農家という方たちもいらっしゃるんですけど、そういう認定農業者の予備軍の人たちをまず生産調整のほうの支援で認定農業者の方にしていこうと、認定農業者になれば品目横断の方に移ってほしいと、いわゆる担い手の支援という意味ですね。だから、生産調整という意味では別の政策としてあるわけですけど、生産調整の中で担い手というものに絞った場合に、その政策としては同じようなことを生産調整の対策でやっているということで、私は表裏一体というふうに認識しています。担い手という面に絞った場合ですね。生産調整という面で絞ると全く違う政策だと思います。

○井本委員 表裏一体というのを、じゃ真ん中の品目横断的政策を推進するための表裏一体というふうに私なんかは考えるわけですよ。そうすると、結局は調整することによって認定農家を育てようということですか。

○小八重農産園芸課長 はい、基本的には認定農業者を育てること、要するに水稻をつくるこ

とによって農業として生活できる人を品目横断で育てていこうということですけど、そういう担い手に絞った場合に、いきなりそういうふうになれない人は、米政策の中で稲作構造改革促進交付金とか産地づくり交付金でとりあえず助走期間3年間でなってくださいと、だから、担い手というものに絞った場合に政策は表裏一体だということですね。転作ということからすると、いわゆる米をつくらないという政策からすると全く違う世界だと思いますけど。

○井本委員 いまいちよくわかりませんが、わかりました。それで、その隣の車の両輪というのがありますね。そうすると、品目横断的政策、担い手をつくろうということと、今度は面的なそういう環境整備というのか、それが車の両輪というのは、ちょっとまたこれもよくぴんとこないんですけど。

○岡崎地域農業推進課長 先ほど、品目横断的経営安定対策につきましては、認定農業者、担い手に施策を集中するということがございます。ただし、先ほど御説明しましたように、そうは言っても、担い手になる、あるいはその農地の集積が困難な方というのも現実に、例えば小規模の農家の方とかいらっしゃるわけです。その方たちは、じゃこれに入れなにかということ、集落営農という形をとって入ってこれるわけです。その集落営農を推進するためには何が必要かということで、この農地・水・環境によって、その集落の今度は環境の方を整えましょうと。一方では集落営農を推進します。一方では農地・水・環境でやりましょうと。そういうことから、車の両輪という形になるということがございます。

○井本委員 そうすると、農地・水というのは、どちらかということ、集落営農組織を育てるため

の政策だというふうにまず認識していいわけですね。

○岡崎地域農業推進課長 それもございませう。要するに集落といいますか、集落を含めた地域のそういう環境を全般やりましょと、品目横断では集落営農というのを推進しますの、その意味ではダブってくるという形になります。以上です。

○井本委員 本当に不勉強で申しわけありません。それで、4ページの一番上の加入推進体制の加入というのは、協議会の加入という意味ですか、それとも今言った認定農家としての加入、何の加入ですか。下には、加入要件、認定農業者という書き方してますよね。3ページの一番下は、加入要件、認定農業者、集落営農という書き方してますね。そして、4ページの加入というのは、これは協議会の加入を意味しているわけですか、ちょっとその辺は。

○岡崎地域農業推進課長 これは協議会じゃなくて品目横断的経営安定対策、いわゆる米で言いますとならし対策、減少影響緩和対策に加入するということとございませう。

○井本委員 これには掛金が要るわけですか。

○岡崎地域農業推進課長 4ページの一番下に交付金の財源というところを書いておりますけれども、生産者が1、それから国が3という割合で、生産者の方も金を出していただくということになっております。

○井本委員 そうすると、県で持っている施策というのは、この場合は書いてないけれども、県が具体的にやっているんですか、市町村が中心的にやっているんですか。

○岡崎地域農業推進課長 これは県も市町村も、それからJA等も含めましたそういう支援協議会をつくりまして、全体で支援しているという

こととございませう。4ページの3の(1)あるいは(2)にありますとおり、県の担い手育成総合支援協議会、この構成メンバーは、県、それからJA関係、公社とか、そういうのが全部入っておりますので、ここで、そういう協議会の中でいろいろと支援しているということとございませう。なお、積立金の管理も、この県の支援協議会の方で管理しているということとございませう。

○井本委員 そうすると、事業品目として予算に上がった品目というのは何だったんですか。どんな品目で上がってたんですか、科目は、予算では。

○土屋担い手対策監 先ほど課長が御説明申し上げましたように、ここに書いてございませうように、米、麦、大豆、それからでん粉原料のバレイショ。

○玉置農政企画課長 先ほどの品目横断の取り組みについては、品目横断は国の事業ですから国の方で金が出るわけですが、その加入促進とか認定農業者にみんななって対策に加入してもらおうという金を、県単事業で担い手支援の総合支援事業というのがございませうので、そういったところでそういった協議会の活動とかいうのもバックアップしたりして、あと国の直轄事業というのもありますから、そういったものも活用して、こういった品目横断への対策加入というのを進めているところとございませう。

○井本委員 私が聞きたいのは、県の事業として、これは具体的にどの事業に書いてあったのか、私もこういう予算、この前やったばかりなんだけど、どれがどれだったのか、3つの事業がどの事業だったのかさっぱりわからなかったの、それなんかもできたら、後からでいいですからちょっと教えてください。

それと、宮崎県は御存じのとおり、野菜をたくさんつくるところですよ。この場合は、これには全く関係ないということになるわけですか。

○小八重農産園芸課長 この真ん中の事業は、野菜は関係ありません。野菜については、従来の価格安定事業というのがありまして、野菜の値段が下がったときにですね。それで、今回変わったところは、捨て野菜の制度の中で、その制度の条件として、安定的・継続的な農業者が6割以上おる、4割以上おる。ある産地がありますよね。その産地の生産者が安定的・継続的な認定農業者及び認定農業者になる予定の人が6割以上、4割以上という条件がはめられまして、それによって補助率が変わったと、そこが大きく変わりました。基本的には、そこ以外は従来と同じです。繰り返しになりますけど、野菜はこの品目横断では対象になっていません。

○押川委員長 先ほど井本委員から出ました、19年度の予算の中にどのような形で入っているのかということで、それがわかれば、わかった中で資料の提出をよろしいでしょうか。お願いをしておきます。

○外山委員 この品目横断的対策、これは全国、北海道から沖縄まで同じ政策なんですか、東北でも全部。

○岡崎地域農業推進課長 そうでございます。ただ、先ほど御説明しましたが、例えば中間地域とか、本県みたいに、いわゆる水田、米が小さいところについては特例を設けていきます。

○外山委員 宮崎の場合、個別で、個人で4ヘクタール以上の農家というのは現実には何割ぐらいなんですか。そんなないでしょう。

○岡崎地域農業推進課長 済みません。資料が

ちょっと今手元にございません。

○外山委員 私の直感では、宮崎県というのは米作地帯じゃないから、そんなにないと思う。そうであるならば、先ほどの説明を聞くと、地域、集団でそういう事業を進めていくということが中心になるのかなという気持ちで聞いていたんですが、どうなんですかね。

○小八重農産園芸課長 18年度の転作の方で見た水田情報システムというのがあるんですけど、それで見ますと、4ヘクタール以上は129戸です。5万2,619戸のうち129戸です。

○外山委員 ということは微々たるものでしょう。だから、私はこれを見たとき、東北地方の米作地帯を中心にしたそういう政策が宮崎までずっと網をかぶせてきて、何かちょっとおかしい感じがするんですよ。だから、宮崎は宮崎というか、この特質に合わせた政策でないと、国が一律にこういうものをやれと持ってくることで自分が何か無理があるような気がするんですが、どうなんですかね。そのとおり宮崎が今言われたように微々たる数の100何十戸がそのまま対象である。そうなりゃほかの農家全部どこか集落営農をやるというような政策をせざるを得ない。全然違うわけですよ。これは4ヘクタール以上を中心とした政策だと思うので、どうなんですかね、国の方に私はこの政策そのものを地方に合わせたものにするようにというぐらいのことを言う必要があると思うんですよ。どうでしょう。

○岡崎地域農業推進課長 確かに4ヘクタールという条件だけでは、本県、先ほど申し上げましたように、少ないということは言えると思います。それで、その場合に特例が、本県とかそういう県に特例が設けられているんです。一つは面積の特例ということで、4ヘクタールです

けれども、これを8割まで緩和できるという特例が設けられておりまして、本県の場合、大体2.6ヘクタールぐらいまで緩和されております。それから、もう一点は所得確保の特例ということで、いわゆる農業所得が市町村の基本構造の半分を超えて、対象品目、この場合、米ですけれども、これが農業収入の半分以上を占める場合は、この所得特例で加入が可能だということとされております。ちなみに、この所得特例を使った場合、7割ぐらいが救えるのではないかとというふうに考えております。

○外山委員 8割というと、4ヘクタールの8割、3.2ヘクタールでしょう。

○土屋担い手対策監 4ヘクタールのおおむね8割ということなんですけど、その8割を掛けた64%、4掛ける0.64で2.6ヘクタールとか2.7ヘクタールぐらいになります。

○外山委員 収入減少の影響を緩和する対策というのがありますね。この対象品目を見ると、麦、大豆、てん菜、でん粉とか、米というのはあるけど、あと麦、大豆、てん菜、でん粉、こういうものは、ほとんど宮崎の農業では主力作物じゃないんですね。だから、こういう対象作物を見ても、宮崎に対する政策としては非常に合致していないというか、東北地方の政策をここでやれということ自体が私は何か無理があるし、宮崎の農業に合致せんような気がしてしょうがないんですよ。どうですか、私が今言ったような感じ方というのはされませんか。

○玉置農政企画課長 実はこれができたとき、私、国にいた人間ですが、宮崎の立場でちょっと話をさせていただきます。宮崎県においても、品目横断ができるときに、やはり麦、大豆というのはまずほとんどない。どちらかということ、水田につくのは飼料作物という部分がありまし

た。ですので、まず品目横断にこの対策の対象となる品目をふやしてほしいという要望を、その対策が検討されている段階から我々もやってまいりました。なかなか飼料作物は価格がはっきりわからない部分もあるので、国の方では、なかなか制度の中にそれを組み入れるのは難しいという反応はされました。ただ、ずっと飼料作物はちゃんと入れてもらいたいと、品目の中にふやしていただきたいという要望もしてきました。また、面積の先ほど4ヘクタールですけど、当然そんな大きい水稻農家はほとんどないわけで、畜産と米とか、野菜と米という形での形態が多いわけですから、面積ではなく違う面での対策への加入ができるような形の条件を整備してほしいということも要望してまいりました。その一つが所得確保の先ほど言った特例で、いわゆる面積じゃなくて所得で見て、経営が小さくても農業で相当の所得を得ている場合、いわゆる米プラスさっき言った畜産とか、米プラス野菜とかいった部分でも救えるようなものを一応要望して、一定の反映をしてもらっているのかなと思っております。ただやはり、厳然として対策の対象にならない農家もいることは確かですから、きちっとことし6月末で加入は終わりましたので、実態をまず把握した上で、こういった形でこの対策の対象になれるかどうかというのをまずはチェックした上で、できる限り先ほど言いましたような集落営農の形に持っていけるものは持っていけないとお金が出ないんですから、できる限りそういった形のものも頑張っておこなっていますので、そういったものもふやしてやっておきますし、また、先ほどの野菜、畜産とか、それぞれ価格対策を、品目別対策もあわせて国の方ではつくって、そちらで応援していきますということでございますの

で、全体でそういった国のお金を使いながら、うまく農家が経営安定できるように、我々も支援していきたいというふうに考えております。

○外山委員 国の方に飼料作物等も要望してきたということだけど、現時点、対象品目に入っていないわけですね。だから、野菜とか飼料作物とかいうのを対象品目に入れて初めてこれは宮崎県の農業に生きてくるわけで、国がこうやって決めたから、要望はされたようですが、宮崎の農業にとってはどういう施策が大事かということをお県の農政水産部で検討されて、多分宮崎流のこういう事業はこういうものだというものをちゃんとつくって、国の方に提言をぜひしていただきたいなと思います。これは要望で結構です。

○坂口委員 県のコンセプトに向けての働きかけというのは評価はしてるんですよ。まずとにかくベースをつくらせて、それに品目横断でのつけるという方法論を確立してもらったというのはすごく評価しているんですけど、今言われたように、今後はその対象の抱き合わせ品目をいかに広げていくかと。これはやっぱり限界だと思うんですよ。カロリーを40%達成をどうするかということから始まったのと、所得をどうするか。今、外山委員言われたように、今後品目を広げることと、そしてベースになる甘味源とかカロリー源による所得の向上という、そういった生産面での取り組みとあわせて、その比重が小さくても、抱き合わせ品目によって従来得意なもので食っていけるというような道を今後開いてほしいなということと、あと一つ、農地・水・環境保全向上対策です。ここで、今後一体どういうものが期待できるのかなと。今のところ、平たく言ったら草刈りと溝さらえぐらいですよ。これでどういったような

所得確保対策に、今後、本当にこれが農業・農村を守るための一つの柱になり得るのかどうか。最初これはかなり期待してたですよ、所得確保対策の柱だということ。この見通しということ、現時点で現実に対象になり得る所得につながるものというのは、今の時点でどういった方法が考えられるんですかね。

○原川農村整備課長 この農地・水・環境保全向上対策でございますけれども、まず一つ、効果の話で、水路の草刈りとか泥上げのことを言われましたけれども、それプラス、効果としては大きく2つあると思います。一つは、最近かなり農地とか水路の整備が進んできております。今後は、その更新をまた何年かたったら迎えることになると思います。その更新を少しでも遅く、いわゆる施設を長寿命化させると。そのために、少しでも劣化したようなところがあれば、地域の方々が実際見ていただいて、早目早目に対応していただくと。そういうきめ細やかな管理をしていただくと、泥上げとか草刈りだけじゃなくて。そういうことで施設を長持ちさせるという話の一つあると思います。もう一つは、農地とか水路等を活用して、多面的機能という話が出ましたけれども、農村の環境向上につなげていきたいということが大きな2つの効果かなというふうに思っています。

この対策のもう一つ、所得確保という観点でございまして、この政策が似たようなもので中山間直払いというものがございまして。中山間直払いは、生産格差に着目して2万1,000とかやっていますけれども、あれと今回の農地・水・環境保全向上対策につきましては、大きく違うところがあります。中山間の直払いは、生産費格差に着目してちゃんとやっていますけれども、そういうことで個々の農家に配分が可能

ということになっております。これは、その点違って、個々の農家への配分は基本的に不可能という制度になっていまして、地域で活動組織をつくっていただくと、その活動組織がいろんな先ほど言った環境活動とか施設を長持ちさせるような活動をやっていただくと、その活動に使ってくださいということでありまして、施策の趣旨からいけば、直接農家の所得につながるものではなく、むしろ地域として活性化するというふうな目的になるんじゃないかなというふうに思っております。

○坂口委員 ですから、現実のところ、現時点では1人何千円、それに参入する人、頭割りだったら何千円の世界みたいな気がするんですよ、1日作業したって。そこらでいうと、所得確保対策って余りにもイメージするものと現実がちよっとかけ離れてて、今後これが拡大していつて所得確保につながるような道が、集団であれ先ほどのいろんな中山間地の直払いにせよ、数字が膨らんでいくような今後事業展開が予測できるのか。例えば市町村なんかやってて、県も土木だか林務だか農政だか忘れたですけど、以前、現物を支給していつて、共同で道路の側溝とか傷んだところあたりを補修していつて、そしてそこに労務費みたいなものを見るのを、たしか県単か何かであった、今継続しているかどうかかわからんですけど、小回りがきいて喜ばれる事業だったんですけど、そういったものがぼんぼんぼんぼん今後そういった方向にまで展開できていくのなら、農道あたりの補修なり、ちょっとした改良・改善なりを、労力を出しながら現物は支給してもらってやれるということが拡大できていけるといいなというような期待を持っているんです。というのが、先ほどの農業所得では全国で2位にありながら、農外所得

を含めた農家所得ではまだまだ低い位置にあるというので、どうしても農外所得を期待せんといかん中で、公共事業の行く末というのが非常に心配されますよね。そういうところで農外所得確保の道を開けるような事業に展開できるといいなと、そういうかなりな期待を持っていたんですよね。でも、今の時点では、とにかくみんなが集まってから井堰の管理ぐらいしてやって地域の農業を守ってくれないかと、そのためにジュース代、弁当代ぐらいは残りますよというような事業の域を出ないんじゃないかと、3本の柱の一つなんて銘打つには余りにも頭でっかちで期待外れになっていくんじゃないかなという懸念を持って、今後の取り組みとか今後の展開、見通し、そこらを尋ねたんですけど。

○原川農村整備課長 今、委員から御指摘ありましたけれども、例えば地域で施設が壊れたところがありまして、それを補修すると。補修のときに、材料費は活動組織が用意しましょうと、ただ、実際の工事といいますか、作業については活動組織の農家の人たちにやってくださいと。そのやってくれた報酬として交付金を使うということは、使途として全く問題がない使い方じゃないかなというふうに思っています。いわゆる活動のために使ってくださいということで、その使い方については地域で合意してうまくやってくださいという制度でございます。

○坂口委員 くどくなりますけど、例えば農家なんていうのは、ある程度の機械とかそういったものを持って、農作業のみならず簡易な土木作業なんかにも使える機械も持っているし、これが拡大できるものなら、そこでどしどし財源を支出できていつて、直接的にはそれに携わった人たちの所得につながっていくというような事業に膨らませていければいいなと。それなら

3本の柱の一つあたりにカウントしてもいいなと。そうでなければ小さい一つの事業ですもんね、今やられているのは。水路の維持補修対策事業とか、そういった一つの事業でしかあり得ないですよ、現時点で実際行われた、取り組まれた事業というのを見ると。これは将来に対しての取り組みを強化してほしい、拡大してほしいという要望にとどめて、これも参考のためなんですけど、さっきの地頭鶏ですよ、畜産課長、僕らが聞いていたのでは、これは純度100%高まると、もちろん天然記念物というので食用にできないというのもあるんですけど、非常にひなの確保が難しい。死亡鶏だったり無精卵だったりする確率が物すごく高い上に、卵を余り産む鶏じゃないということで、100%の純度の血液の率というんですか、高い鶏は、なかなか難しいと聞いていたんですけど、現実にはどんなんですか、じいちゃん鶏は100%というのは。それと後継鶏をどれぐらいで更新していかならんのか。

○荒武畜産課長 今、委員言われましたとおり、地頭鶏そのものの血液量100%の地頭鶏そのものですけども、当然改良種じゃありませんので、非常に生産性が悪いのが現状でございます。それで、先ほど言いましたとおり、その中で産肉性を改良するために、既存のブロイラーで使っていますような肉用鶏をかけ合わせてみやざき地頭鶏のお父さん鶏をつくって、その商業ベースとといいますか、商業ベースに乗るような改良をずっと試験場の方で重ねて、今のみやざき地頭鶏ができ上がったということでもあります。おっしゃるとおり、地頭鶏そのものについては、試験場の方で管理しておりますけれども、羽数は200羽前後だったと思いますが、地頭鶏そのものは川南支場の方に200羽おります。そ

れと、防疫上の観点から、高鍋試験場の方にも50羽ほどおりまして、それを育種更新させながら、改良しながら今使っているということでございます。毎年毎年、更新しているということじゃない。

○坂口委員 素人だからちょっとわからんですけど、更新までに、ずっと純度100%のがまた後継鶏として更新していける、その難しさも含めてですけど、総合的な意味での効率とか確実性といいますか、それを考えたときに、例えば50%以上確保するとしたら、そこが100%を切ったら50%切ってしまうわけですよ、孫鶏は、幾ら純度が高くても、母鶏を50%のものを持ってくれば。すると、今後DNAを鑑定されたりとかなったときに、確実に50%以上をキープできるとなるためには、3世代での50%だったら、ここからが素人の考えで、全く解釈違いかわからんですけど、じいちゃん鶏、ばあちゃん鶏の部分で、100%・0%のじいちゃん、ばあちゃん鶏からの50じゃなくて、一方が90%以上が責任持てるよというのと、例えば20~30%しか、じいちゃんが90%以上でばあちゃんが20~30%以上なら、素人頭では、少なくとも55%から60%以上のお父さんが確保できて、そこに九州ロード鶏の50%以上持ったものをすれば50%を切ることはない、素人びんたではですね、そして効率もよくなるんじゃないかなと。ただ、血液上の数字だけでは肉質のうまさとかにつながらんのかなと、そこらが全くわからんですけど、とにかく今その7倍も8倍も売れたということで、勘違いも含めて売れているということ、それに対してニーズが高まっているということに量産体制と安定供給と考えたときに、この100%のじいちゃん鶏を、後継を確実にふやしていきながら、200羽を400、400を800、1,000とふやし

ながら量産体制に入っていく方法を選ぶのか、それとも、じいちゃん、ばあちゃんの時点で55%なり60%なりが確保できるような方法では地鶏と言えないのか、その選択ですよ、そこらは専門的にはどんななんですか。

○荒武畜産課長 みやざき地頭鶏、先ほど言いましたとおり、昭和60年から開発にかかっておりまして、現在までずっと、委員おっしゃったとおり、改良するのに長い時間かかっておりますので、その中で、今おっしゃったとおり、血液量をちょっと地頭鶏に何かプラスしたことで、80とか90とか血液量のものをつくり上げるとすれば、もうちょっとできるんじゃないかというお話ですけれども、これについても、非常に難しいのではないかと、恐らく長い時間かかるんじゃないかと思っております。そしてまた、ことしの予算でお願いしておりますけど、川南支場の方で地頭鶏の鶏舎をつくることにしておりますので、それに基づいて200羽というものを少しでも増羽していくというふうな努力はしていく予定にしております。

○坂口委員 とにかく今の手法でいけば、理論上は50%以上キープできることになるんですけど、実際、現実的に50%を切ってしまう可能性があるんじゃないか、100%の鶏はとにかく無精卵になりやすいというのと、生後間もなく死にやすいということで、逆を言えば、100%以外のものが残っている可能性がないのかという、シビアな数字のとき、確実に100%のものがまず残していけるのかどうかということとですね。

○荒武畜産課長 試験場で管理しているのは200羽ですけど、これについては100%血液量は大丈夫でございます。

○井本委員 裏金の問題なんだけど、これのお金、一つはどうしてもシステムのこういう預

けというような形にしておかなくちゃならんところもあったんじゃないのかなという気もするんですよ。もしこれを返した場合の弊害じゃないが、マイナスでしょうかね、国との助成金が絡まっている場合やらもあるんだろうと思うんですが、全く県単のお金と国との絡みとのお金とその差、そういう違いというのはありますか。

○玉置農政企画課長 財源等々はまだ調査中、どういうものがそういう形に使われたのか調査中でございますし、なかなか国庫事業の金とどうなのかというのは非常に難しい部分があると思います。いずれにせよ、今、県全体で第三者委員会もつくってやっていますので、そこでの検討というものも踏まえて対応していく形になると思っております。

○井本委員 使い切ってしまうと使い切ったでマイナス面が出てきたんじゃないのかなと、また残したら残したでマイナス面が残ったんじゃないのかなという気がするものだから、その辺のところをひとつ教えてもらおうと。ひとつよろしくお願いします。

それと、システムの今度よかったのは、個人のために使っていなかったということは非常によかったんじゃないかと思うんですが、システム的に個人が使えないようなシステムになっていたのか、たまたまこの場合、皆さん方の道義心というか倫理観で個人のものに流用するということがなかったのか、その辺はシステム的にそうになっていたのか、ちょっと聞かせてください。

○玉置農政企画課長 基本的には、システムというか、それぞれ自分たちがどうコンプライアンスを持ってやっていくかということだと思います。きちんと買ったものをちゃんと確認して、

正常に使うということが一番大事ですから、そういった形での制度と個人のコンプライアンスという意識という中でやっていく話だと思っております。したがって、今回そういうまだ私的流用という形は出てきてません。それは、きちんとその部分では、そういった担当者も含め、上司も含め、その預けという部分では非常にコンプライアンスの不足していた部分もございますけれども、その意識はまだある部分もあったんではないかというふうに思っております。

○井本委員 コンプライアンス、いろいろ難しいこと言う。要するに法的遵守意識、そういうものがあつたということなんだわな。だから、個人的に使おうと、私的流用しようと思えばできたのか、それとも、それはできないようにみんなが、みんなとしては個人的に、確かに裏金で表に出せない金だったけど、みんな知ってた概念にそれは使えないようなシステムになっていたのかと、それを私は今聞きたいけど、どちらとも相まってそれはできていたというふうに理解していいわけですか。

○玉置農政企画課長 預けという手法であれば、既に制度外のやり方をやっていますから、どういう形で使われるかはわかりませんから、可能性はあるのかもしれませんが。その預けという手法が既に規則をあれしていますから。ですから、基本的には、ただそういう中でも、先ほど言いましたように、ある程度ちゃんと備品とかそういったものを買おうという意識のあつたところが多かつたのかなというふうに思っております。

○押川委員長 私から一つ、品目横断の中で4ヘクタールと20ヘクタール、それでもクリアできないところの対策はどうなっているのかということが1点あります。西都市内においても、地域によって面積の要件が違うんですよね。こ

れは見直しをされる考えは今後あるのかということと、2点あわせてちょっと簡単にお聞かせください。

○岡崎地域農業推進課長 まず、第1点目ですけれども、確かに面積だけを考えますと、2.6ヘクタールというような形になりますけれども、さらに先ほど説明しました所得関係、所得の補償的なものもありますので、このあたりをきちんと説明をまずはしていきたいと。それと今回、今取りまとめ中でまだ数字を持っておりませんが、今回の加入の状況、それから加入の中身をきちんと精査して、その上でまたいろいろな周知なり、あるいは先ほどありましたように国に対して要求していくことは要求していくというふうにやっていきたいと思っております。

○押川委員長 お願いしておきます。ほかにございませんか。

○榎藤委員 さっき井本委員が言われた預け、書き換えの問題なんですけれども、特に書き換え等については、善意に解釈すれば、よりまとまった備品等を買っていきこうという趣向ですから、民間等においては非常に弾力的にやられているのかなと、上司の了解を得ればいいのか、そういうものがあるのかなという感じもしておりますが、財務の取り扱い規則からいくと、皆さん方のお金というのは、そういうふうに簡単に解釈を変えろということはいかんわけだから、原則的には今回出てきた金額についてはすべて問題があるという認識でいかないかんと思うんですが、そういう中で備品台帳の整備というものに、従来は備品を買いますから使わせてくださいという形のものが備品費としますと、消耗品費から備品費に振りかえているわけですから、それは台帳化されていないわけですね。そういうことはマニュアルができるのかどうか知りま

せんが、特に高額のものが農政についてはあったという認識ですから、そういうものは年次を追って丹念に追及していったら現在あるのかとか、ないのであれば、私的流用はないと言われながらだれかが持って帰ったのかとか、そういう問題につながっていく問題だと思えますよ。だから、書き換えという今回は調査ですけれども、そういう今後の備品管理という面で、そういうものが追加されていく、追録されていくということ等を含めて、今後は起こらないとしても、起こったことについての処置の仕方というのを研究していただいて、その準備等も並行してやらないと、備品等登載だけのためにまた調べないかと、そういうことも起こってきますので、そういうこともあわせて検討してほしいという要望を申し上げておきたいと思えます。

○満行議員 預けのことで、農政水産部20件1億2,000万ぐらいですかね、全体の半分ぐらいの大きな金額になるわけなんですけど、先ほど部長が冒頭お話をされましたけれども、これは会計法とか多くの法令違反、そして支出命令書、支出命令以外の物品が納品されていますから、出納委員もおっしゃっているのに別のが入っているということはこれは公文書偽造、多くのやっばり問題がある。今、権藤委員がおっしゃった備品台帳の整備の問題、だから裏になればなるほど、どんどんどんどんわからなくなる。パソコンとかいっぱい買ってありますが、当然職場に行ったら備品台帳もない、シールも張ってませんから、所有は個人なのか県民の所有なのかわからない。今から多くの問題が出てくると思えますよ、まず、高額な備品がかなり農政水産部は多いんですよ。3ページの報告書には、預けが行われた主な背景・原因というのがアイ

ウエオと書いてありますが、この中に財政当局の査定との関係が全然ないんですけれども、どこが主導されているかわからない庁内調査委員会ですけれども、予算要求されていないのか、面倒くさいから財政に予算要求しなくて、内部で備品を買おうとしているのか、予算要求したけれども認められなかったから、裏金、預けを使ったのか、そのあたりは部長なり課長なり、部長も総括次長でしたから、その分についてはどうなのかなと思っているんですが、どちらかあったらお願いします。

○玉置農政企画課長 まだ調査中の部分はございますけれども、すべからず予算要求していたというわけではないと思っております。やはり必要なときに、特に試験研究とかでは、必要なときにすぐにでもある程度材料とかそういったもの、試験できるそういった備品を用意したいというような思いもあって、そういう形のやり方をとってきた面があるのかなと、簡便さを求めたという面があるのかなと、非常にそれは悪い方法でございますから直していかなくちゃいけないというふうに思っております。

○満行委員 その2～3万円の備品を消耗品で化けるといのはわからんこともない。100歩譲って認めても、100万、200万という備品、それを消耗器材とする。庁舎の内装とか、いろんな部分があるわけですよ。だから、安易にというのがどうなのかなと思えますよ。ここはちょっと例をとったらあれですけど、高崎食肉衛生検査所、パソコン機器システム167万円、ブラインド工事112万、内装工事83万、これはもっと言うなら、入札はされてないはずなんですよ。随意契約なんだろうと思えますよ。だから、どんどんどんどん裏から裏に入ってしまった、本来は競争入札しないといけない金額のも

のが随意契約でなっているんじゃないのかなと。それをだから予算要求せずにやっている。今の課長の答弁じゃちょっと納得いかないんですけども、2～3万のならわかるんですが、こんな高額な部分がたくさんほかの部署とかも全部あるので、農政水産部だけではないんですけども、システムという話がありましたけど、そういうものなのかなと、課長はちょっと東京から来ていらっしゃると思いますので、新しい感覚で考えてどうなのか、もう一回答弁をいただきたいと思います。

○玉置農政企画課長 やはり必要なある程度でかいものであれば、当初から必要であれば当然予算要求するという形であると思います。ただ、預けというものが既にあったことから、そういうものを使えるという意識があったので、そっちに走ってしまったのかなと、予算要求しなくてもこっちでというような意識があってそうなったのかと。当然必要なもの、ある程度規模の大きいものは、正式に予算要求するという形であるべきだと思いますし、そういった仕組みもまた、この全庁的な調査の中の検討委員会でも、第三者委員会でも話し合われるとっておりますので、そこで十分審議して、我々もそれに合わせてやっていきたいと思います。

○押川委員長 その他で何かあれば。

○坂口委員 申しわけないんですけど、次の定例でもいいんですけど、せつかくきょう、この資料1ページの本県農業の位置づけのいろんな数字を出していただいたけど、この次、それが可能なら、例えば1人当たりの年間産出額とか1人当たり所得とか1人当たりの年間労働時間とか単位面積当たりの産出額とか、それと単位面積当たりの、これは難しいと思うんですけど、施設とかに対しての投資と肥料とか農薬とか労

働力に対しての年間消耗していくようなものに対しての投資、単位面積当たりの投資額、どれぐらい効率がいい農業を宮崎はやっているかなと、どれぐらい頑張っているかなと、恐らく、この中で2位という数字がたくさん出てくるけど、北海道と1位を逆転させる数字がかなりあるんじゃないかなと思うんですよ。そういうので整理できるものがあれば次の機会でも、できた時点でいいですから、書類、資料として。

○押川委員長 資料要求でありますけれども、そういうことで次回のまた委員会等に提出をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、農政水産部の調査を終了いたします。

執行部の皆様方、御苦労さまでございました。
暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時37分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

何か委員の皆さん方で御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 先ほど被害状況の話があったんですが、私たちも農業をしながら、今回のような水稲の被害というのは初めてです。この委員会として、もちろん何もできないわけですけど、委員会として協議させてもらって、知事なり農政の方に要望して、国あたりに何とかこの被害救済、共済制度だけでは拾えない部分が相当これはあるんですよ、米は。5割以上の被害がなければだめとか、そういう縛りがあるものですから、何らかの形で、これは基幹でありますし、主食の米、そして新米がこれだけ品が悪いのに消費地に送るといことはいかなものかなと

いう気もするんですよ。だから、4割、5割悪いところは共済制度で支払う、その支援あたりを県も一緒になってできないものかなということを考えているんですけども、悪いものを出したらもうだめですよ、これは。さらに、あとのヒノヒカリあたりは、宮崎のものはだめだということになります。

○井本委員 我々も勉強不足でわかりませんが、何かデータ、県北の方はデータが…。

○押川委員長 だから早期水稲ですよ。早期水稲が悪い宮崎の米が出れば、ヒノヒカリあたりも宮崎の米だから余りよくないよということになってくるわけですよ。新米が悪いということになれば。

○井本委員 はっきりデータであるんですか。早期水稲、どのくらいやられてるんですか。

○押川委員長 西都で約半分、500ヘクタール。

○外山委員 やられておるところと、ほとんど害がないところと、うちの周辺はほとんど害がないですよ。害があるところもある、田んぼによっては、後から植えたところとかね。

○押川委員長 報告にありますように、水稲だけでも11億円出ているんです。

○松田委員 この間、気象庁に行っているいろんな人に話を聞いたら、非公式の情報なんですけれども、ことしはまれに見る台風の当たり年になる可能性があると言って、あと20個ぐらい台風が来ますと、全部本県を直撃するとは思わんですけれども、そういう点に対して、今回先ほどの答弁であったように、ちょうど分けつの時期に田に水がなかったばかりに稲が倒れたというのもありました。そういったことも含めて、台風がいつ来るかは別として、啓蒙として対策をいち早く打ち出していくのも委員会としての役目なのかなというふうに思ったりいたします。

以上です。

○榎藤委員 今の意見と関連してですが、共済制度等の適用を受けるという場合に、西都は50%以上とか、そういうもので共済金等の支給が出ると思うんですが、そういうものは環境によってかなり違うと思うんですね。今は、まだ出そろっているのかどうか知らんけど、確かな品質のものを我々も消費者として求めながら、生産地としてそういうものを出していかないかというのは当然のことなんですけど、それは環境あたりで検査体制とかそういうのを充実してもらって、共済の適用を受けるということについては確実に受けるような支援を我々もせないかんし、生産地の信用を落とさないためには、これは大丈夫よというそういう検査体制のもとに出荷を、これは行政もと言うけど、実質は現場でやる農協さんとか、そういうところかなという気がするので、そこら辺を委員長、副委員長の方から、委員会として閉会后にそういう意見があつて、そういう検査体制とか共済適用をちゃんとしてもらうとか、そういう幾つかの項目については、環境と農政水産部の情報交換を密にして、次にその対処した結果を常任委員会で報告してもらおうと、そのためには今委員長が心配されておるような不良品が出回るということは防がないかと、来年以降の西都の米がどうだと、宮崎の米がどうだと言われんためにも、まずそういう部分を資料の形で、そのためにはアクションを起こさんと資料は出てこないですかね。それを要望してもらったらどうなんですか。

○山下副委員長 私たちは、今、井本議員が言われたように、被害状況というのは、都城は早期水稲がないものですから、全く見てないんですよ。私も高速道路で来るときに、田野あた

りもちょっと見てみたんですけど、それほど白い稲とか、そういうのがないものですから、できたら、25、26、27ですよ、調査が。27日が日南の方なんです。帰りがけに、どこか被害状況が出てれば見れるところはないでしょうか。

○押川委員長 南那珂がありますね。

○山下副委員長 南那珂がありますよね。

精米まで南那珂の方でやっていけば、そういうライスセンターなり、そこ辺の。僕は県北に行きましたときに、東郷町とかああいうところが今出穂期を迎えている稲をかなり見たんですけど、あそこ辺の被害が多いんでしょうかね、東郷町あたりは。東郷町じゃなかったですかね。

○押川委員長 早期水稲よ。

○外山委員 日南の方は害が出てるかどうかわからんし、さっきの話を聞いたら、フェーン現象になって温度が急に上がって天気がよかったと。そういう地域がやられておるのは、全部が全部じゃないと思うんですね。

○坂口委員 地域でやられている…。

○外山委員 西都は全域ですか。

○押川委員長 5割ぐらいじゃないですか。西都全体で5割、ほぼ全域です。

○権藤委員 そしたら、27日に行きましょう。高速で西都に行けば清武から20分ぐらいしかかからんわけだから。見る方が、百聞は一見に如かずだ、行った方がいい。

○山下副委員長 ライスセンターあたりでも品質なんかかわかると思うんですよ。刈り取りが始まっていれば、水田の状況も、まだ全部は刈り取りは済まないわけですから。

○押川委員長 ちょっと南那珂を調査させてもらって、恐らくあると思うんです。それがあれば、そういう稲は絶対刈りませんから、そのま

ま置いておきますので、見れると思います。後のことについては正副委員長に任せていただきまして、権藤委員から出ましたとおりの、農政の方に現状を訴えて、JAと品質確保あたりをびしっとしてほしいということと、共済制度でありますから、共済組合の方にもきちんとした制度を今回やってほしいということで要望していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中野委員 きょうの説明資料、この前、要求したものが出てきたんですが、もっと懇切丁寧な資料が欲しいと。言えば言っただけの範囲内の資料ですね。先ほど再度資料を要求された農業所得の関係、例えば農業センサスで変わったんだと思うんですが、これは平成17年なのか、平成10年から変わったとか、このあたり。また農家の戸当たりだから、さっき言われたとおり、1人当たりはどうか、これを見れば非常に農業は厳しい、もう大変だということ、括弧書きの農業経営関与者のみということで、農業は確かに宮崎県は順位は2位とか上がってきているけれども、17位とか、大変実は農業というのは厳しいんだよということを露呈した資料なんですよね。だから、それがもっと具体的にどうだというふうにわかるような資料にしてほしいとか、あるいは品目横断的なこれも、いわゆる米、麦とか大豆についてはこういうふうになったと、宮崎県は野菜、果樹とか花卉とかもある、畜産もある、それぞれの各制度はどうか。その中の米制度はこんなふうになりましたよとか、そしてまた、いろんな条件の緩和措置とか、これは4ヘクタールだけれども宮崎県はどうなるのか、そこ辺もつけたものにして、それで、もらったものはいろんなところに行ったときの資料にするわけだから、もう一つ踏み込んで、議

員が言ったその分だけじゃなくて、そういうことを強く要望してください。

○押川委員長 わかりました。あわせてそのことも執行部の方に要求していきたいと思います。

○山下副委員長 ちょっと私、皆さんの意見を承りたいんですけども、さっき農政水産部の次長にはちょっと申し上げたんですが、今、預け金のことで、農政水産部がほぼ半分を占めていると、そのことがちょっと出たんですが、特に農政水産部の皆さん方、普及センターがあったり保健所があったり、もちろん農林振興局もそうなんですけど、いろんな農家との飲み会、いろんな会があると思うんですよ。そういうときに、飲み会の中で焼酎をよく持ってこられるんですけど、会費は持ってこないわけですからね、そういうときの使い方というのは、その預け金とか、そういう何らかの経費で見ているんでしょうかね。わからんですがね。そこをちょっと調べてくれということをお願いしたんですけど。だから、今後の課題なんですけど、例えば振興局で土地改良でも基盤整備でもやろうというときに、いろんな会合というのを、集落との会とかやってくるわけですよ。その中では特に土地改良の役員の皆さん方との懇談会があるんですけど、そこまで今度は制約されるような改革が出てくると動きがとれなくなると思うんですよ。その辺のことを明確に我々も農政水産部の所管の考え方も聞いておかないといけないのかなと思うんですけどね。例えば改正でもちゃんとやれるようにするのかどうか。その辺は御意見は皆さん、どう思いますか。

○外山委員 前は食糧費というのがあったんですよ。それでそういうところに関係団体との会で使えるものがありましたけど、それが一切なくなったから、今は表向きはないんです。

○中野委員 焼酎代なんかは、ちゃんと農業改良普及センターとかで持ってくると思いますよ。そのときそのときの予算の範囲内で…。

○外山委員 焼酎代ぐらいは出すときもある。

○山下副委員長 事業でもやれば手数料が来るんですよ、事務局には。その分のあれでやっているんでしょうかね。

○押川委員長 その件もあわせて執行部の方に聞いてはみます。

では、本日の委員会は一応閉めさせていただきます。

午前11時50分閉会